

修 復 的 司 法

— 少年司法との関係を中心に —

向 井 紀 子 ・ 大 月 晶 代

目 次

はじめに

I 修復的司法と少年司法

- 1 修復的司法とは何か
- 2 修復的司法と少年司法との関係

II 諸外国における少年司法への修復的司法の導入

- 1 イギリス
- 2 アメリカ
- 3 ドイツ
- 4 ニューージーランド
- 5 シンガポール

III 我が国における修復的司法の実践例

- 1 被害者加害者対話の会運営センター
(千葉県)
- 2 岡山仲裁センター
- 3 小括

IV 我が国の少年司法への修復的司法の活用の在り方

- 1 修復的司法の採用
- 2 修復的司法の活用の検討

おわりに

はじめに

修復的司法 (Restorative Justice⁽¹⁾) は、犯罪の加害者、被害者及び地域社会による直接の対話を通じて犯罪により生じた被害の回復及び当事者間の関係の修復を図ろうとする理論であり、現行の刑事司法⁽²⁾ 及び少年司法⁽³⁾ による犯罪

への対応に対置するものとして、まず諸外国において提唱されたものである。1990年代から、研究レベルにとどまらず実務的にも関心を集め、既に、カナダ、ニューージーランドなどにおいて、成人の刑事司法手続に先行して、少年司法手続に修復的司法の考え方が採り入れられ⁽⁴⁾、修復的司法の刑事司法、少年司法への導入は国際的

(1) Restorative Justice には修復的司法、修復的正義、回復的司法又は損害回復型刑事司法の訳が見られるが、修復的司法の使用例が多いので、これを用いる。

(2) 刑事司法制度とは、最も狭義には、犯罪の訴追、認定、及び犯罪の選択という機能を担う刑事裁判制度を意味する。より一般的な用法としては、犯罪の捜査から刑罰の施設内・社会内の執行に至る、刑事裁判の前後に位置する諸制度や、被害者・市民の通報に影響を与える諸制度や犯罪の非刑罰的処理の機構、及び成人犯罪とは異なる取り扱いを受ける少年非行に関わる諸制度の全体を含める (三井誠他編『刑事法辞典』信山社, 2003, p.182.)。

(3) 少年司法とは、犯罪少年について少年法などで特別規定を置きつつ、家庭裁判所や少年裁判所で保護手続ないし緩和された特別の刑事手続を進めることをいう (同上, p.431.)。

(4) カナダでは1974年に少年事件について犯罪被害者との和解プログラムが用いられている。ニューージーランドでは、1989年に少年司法制度に導入した (菊田幸一「少年の修復的正義」所一彦他編『犯罪の被害とその修復 西村春夫先生古希祝賀』敬文堂, 2002, p.245.)。

な潮流となりつつある。我が国においても、1990年代の後半にこの考え方が紹介されて以来、刑事法学者及び実務家の間で活発な議論が行われ、少年司法における実践の可能性に関心が寄せられている。国会の審議においては、被害者の権利及び少年犯罪への対処という問題の中でたびたび取り上げられており（平成12年4月13日衆議院本会議、平成12年4月14日衆議院法務委員会等）、また内閣の「青少年育成大綱」（平成15年12月内閣青年育成推進本部決定）は、少年非行対策として「個々の事案の状況に応じ、加害者の処遇の過程等において、謝罪を含め被害者との関係改善に向けた加害者の取組みを支援するほか、修復的司法活動の我が国への応用の可能性について検討する」としている。このように、国会、政府、学会及び実務において修復的司法への関心は高まっているといえるが、修復的司法は理論的に確立したものといいたい面があり、理論、実践の両面において今後の深化、発展に待つところが大きい。

そこで、本稿では、修復的司法の理論又は考え方（以下単に「修復的司法」という。）を少年司法に導入することの意義・問題点を明らかにするため、まず修復的司法の内容を紹介する。次に、我が国の少年司法の基本的な構造及び最近の少年法改正の動向を念頭におきつつ、修復的司法と少年司法との関係について、少年法の基本的理念との調和という観点から考察する。また、諸外国における少年司法への修復的司法の導入・活用の例を概観した後、我が国の事例を紹介し、主として実践における問題点を扱う。最後に、以上の考察を踏まえて、修復的司法を少年司法にどのような形で採用又は活用することが可能であるかについて検討を試みる。

I 修復的司法と少年司法

1 修復的司法とは何か

(1) 意義

修復的司法の意義については、提唱する論者によって異なるところがあるが、我が国の学者による説明を挙げると次のとおりである。

- ① 「犯罪に対する被害中心の対応であって、犯罪によって最も直接的に影響を受けた被害者、犯罪者、それらの家族、地域社会の代表が犯罪によって引き起こされた害への対応に直接的に関与できる機会を提供するもの⁽⁵⁾」
- ② 「犯罪現象に対応する、加害者、被害者、家族、地域社会を含めた人たちによる対話、協議、問題解決（現状回復、償い、補償、和解、仲介）への参加を中核とする関係修復作業⁽⁶⁾」
- ③ 「従来の刑事司法の考え方とは大きく異なり、犯罪を被害者や地域社会の人々の法益の侵害と捉え、刑事司法の目的は犯罪によって侵害された被害者の利益や地域社会の人間関係を可能な限り犯罪以前の元の状態に修復することにあると考える。そのためには加害者を甘やかすのではなく、また、過剰に拘禁するのでもなく、加害者の犯罪行為がいかに被害者や地域社会の人々に苦痛を与えたかを理解させ、その上で加害者が反省・悔悟し、被害者に謝罪し、関係修復のためにすべき被害弁償などの行為を約束・実行し、その加害者の謝罪や誠意を受け止めて被害者が加害者の姿勢を理解し、一定程度宥恕し、被害者自身も癒されることが期待されている⁽⁷⁾」
- ④ 「刑事司法のあり方について、従来の国家と被疑者・被告人との二極構造の捉え方から、

(5) 高橋則夫「修復的司法の理論と実践—修復的司法における警察の役割を中心として」『警察学論集』54巻5号, 2001.5, p.76.

(6) 菊田 前掲注(4), p.245.

(7) 椎橋隆幸「リストラティブ・ジャスティスと少年司法」『現代刑事法』40号, 2002.8, p.41.

これに犯罪被害者を加えた三極構造の捉え方に転換し、被疑者・被告人と被害者との間において謝罪と被害弁償が行われ被害回復に関する和解が成立すれば、刑事手続を打ち切る、あるいは量刑につき刑の減軽または免除等を講ずるべきであるという損害回復型刑事司法論⁽⁸⁾」

以上の定義から、修復的司法においては、(a) 被害者、加害者（場合によりその家族を含む。）及び犯罪によって間接的に被害を受けた地域社会が犯罪被害回復に関して直接に対話する機会を持つこと、(b) 経済的損失の回復及び上記当事者間の壊れた関係を修復することの二つが基本的な要素といえよう（④の定義では、地域社会の対話への参加は含まれていない）。

修復的司法の意義に関しては、上記の(a)の要素に重点を置くかどうかにより、純粋モデル（Purist Model）と最大化モデル（Maximalist Model）との対立がある⁽⁹⁾（表1参照）。

純粋モデルは、被害者・加害者の関係修復のための対話というプロセスに重点を置き、被害者、加害者及び地域社会の三者による対話及びこれに基づく被害回復についての解決策の決定が必須の要素として求められるという考え方である。

最大化モデルは、対話といったプロセスより

も被害の回復に力点を置き、被害回復に向けての当事者の活動のすべてが修復的司法であるという考え方である⁽¹⁰⁾。

両者は犯罪の理解の仕方などにおいて異なるが、究極的な相違点は、地域社会の関与を絶対的と見るか及び強制の要素を認めるかという点にある⁽¹¹⁾。

まず、地域社会の関与を絶対的と見るかどうかについて、純粋モデルは地域社会の関与が絶対的要件であるとするのに対し、最大化モデルは、必ずしも地域社会を要件としないとする。なお、純粋モデルにおいても地域社会の範囲が明確にされているわけではない。

修復に強制の要素を認めるかという点については、純粋モデルは、強制は一種の刑罰であるとし、任意性・自発性を絶対的要件とするのに対し、最大化モデルによれば、強制は修復的目標に奉仕できるので、修復的司法の範ちゅうに包含されるとする。

(2) 修復的司法の内容に関する問題点

上述のように修復的司法の論者の中にも意義が一致していない点があるが、いずれの見解を採ったとしても、修復的司法が現行の刑事司法・少年司法の手続とどのような関係にあるのかなど、明らかでない点も多いと考えられる。以下

(表) 純粋モデルと最大化モデル

	純粋モデル	最大化モデル
犯 罪	人々及びその関係の侵害（私人間の紛争）	犯罪には、個人的法益以外の国家、社会の法益侵害もある
プロセス・参加者	加害者・被害者・地域社会の三者の直接的・自発的参加が必須	地域社会の参加は必須でなく、加害者・被害者の直接的でない参加も認められる
強 制	参加者の自発的な解決に限り、強制の要素は認めない	修復目標に奉仕しうる限りで強制的要素を許容する（修復を命ずる）

(注) 高橋 前掲注(9), pp.304-314. 及び染田 前掲注(11), pp.276-279. の記述を基に作成した。

(8) 奥村正雄「刑法における損害回復論の検討」宮澤浩一先生古希祝賀論文集編集委員会編『宮澤浩一先生古希祝賀論文集 第1巻 犯罪被害者論の新動向』成文堂、2000、p.175.

(9) 高橋則夫「修復的司法のパラダイム 2つのモデル論争を素材に」所 前掲注(4), p.303-304.

(10) 染田恵「修復的司法の基礎的概念の再検討及び修復的司法プログラムの実効性と実務的可能性」所 同上, p.276.

(11) 高橋 前掲注(9), p.308.

に、これらについて指摘してみたい。

(ア) 第一に、修復的司法は、刑事司法、少年司法制度に明確に位置付けられるべきものか、また刑事司法等のどの段階に位置付けられるべきか、さらに、刑事司法等の手続から独立した別の手続であるのかについて、明確ではない。

この点、刑事司法についてはあるが、修復的司法と刑事手続との関係について、次のいくつかの考え方が提示されている⁽¹²⁾。

- (a) 修復的司法が刑事司法を吸収
- (b) 修復的司法と刑事司法は独立的で、犯罪への対応の各段階で相互補完
- (c) 有罪認定までは刑事司法手続により対応し、それより後は修復的司法により対応
- (d) 量刑・処分の段階で修復的司法に基づく制裁を適用

修復的司法は、具体的な被害者の存在を前提とし、直接対話になじむ事件でなければならぬため、おのずから対象となる犯罪に限定があり、(a)、(c)は、採ることができないのではないかと疑問があり得る⁽¹³⁾。(d)については、修復的司法を量刑・処分のみに関わるものと捉えると、加害者・被害者の対話という要素が考慮されていないのではないか、被害賠償命令の問題として考えるべきでないかとの疑問があり得る。

結局、(b)のような考え方をとらざるを得ないが、犯罪の対応の過程とは、逮捕、起訴、裁判又は審判、量刑、保護観察、仮釈放、受刑にわたる広範なものであり、それぞれの段階における修復的司法の意義・内容は異なる

のではないかと考えられる。また、手続間の「相互補完⁽¹⁴⁾」の内容の明確化が必要であろう。

(イ) 第二は、修復的司法が対象とする犯罪の範囲が明らかではないという点である。

個人的法益の保護を目的としない犯罪(薬物犯罪など)、殺人のように重大で、対話すべき被害者自身が刑事手続の時点にはいない場合については、修復的司法が有効に機能するかどうか問題となるが、そのような場合にも修復的司法を採り入れるべきかどうか、また、除外するとすればその基準は何かを示されていない。

(ウ) 第三に、直接対話の当事者である「地域社会」という概念の意味するところも明確ではない。それが犯罪により間接に被害を受けた地域社会全体を指すとすれば、加害者が負う被害回復のための負担・責任は、行った犯罪行為との均衡を失するほど拡大しかねないと考えられる。また、犯罪によっては地域社会での解決になじまないものもあるといわれている⁽¹⁵⁾。

(エ) 最後に、被害者が加害者との直接対話に参加することは、強制的か任意的(被害者の同意を要する)かという点も上記の定義からは明らかでない。

ニュージーランドのように、家族集団会議への参加を法律によって義務付ける制度(後述Ⅱ4)もあるが、その他の国では、被害者の同意が加害者・被害者の対話の要件となっている⁽¹⁶⁾。

このように、修復的司法の内容については、

(12) 染田 前掲注(10), pp.280-281.

(13) 染田 同上, p.281.

(14) 「相互補完」とは、修復的司法と刑事司法とで相互にチェック・アンド・バランスを行い、手続の適正化及び結果の公平・妥当性の確保を目指すものとし、具体的には、修復的司法による解決に失敗したり、修復的な合意に不満な場合には刑事司法に戻ることが保障されることをいう(染田 同上, p.281.)。

(15) 奥村 前掲注(8), p.186.

(16) 前野育三「修復的司法」『自由と正義』53巻5号, 2002.5, p.46.

論者により幅があり、一義的に確立してはいない状況にある。従って、「修復的司法の実践又は活用」という場合に、修復的司法の要素として何がどの程度に採り入れられているのかを明確にしておく必要がある。もっとも、修復的司法は、生成途上の思想であり、現段階で明確な定義をすべきでないという見解⁽¹⁷⁾もある。

(3) 修復的司法の登場した背景

修復的司法はニュージーランドのマオリ族の伝統的司法の考え方⁽¹⁸⁾を起源とし、これが、近代的に修正された理論として再評価されるに至っている⁽¹⁹⁾。その背景には、犯罪被害の回復という点で応報刑主義又は応報的司法に内在する「限界」の認識がある⁽²⁰⁾。

応報刑主義とは、刑罰の本質を犯罪により生じた害悪に対する応報と考える立場である。現在の我が国では、応報刑主義を基本として、刑罰に犯罪の予防効果（一般予防・特別予防）を認めるのが通説的見解といえる⁽²¹⁾。修復的司法の考え方からすれば、応報刑主義の下では、加害者中心に手続が進められ、被害者の地位は顧みられず、加害者は自己の責任を減少させることを目標として行動する結果、自らの行為の責任を自覚して被害に共感することなく刑罰に服するため、加害者による被害の回復を期待する

ことは實際上不可能となる。修復的司法は、これらの事態を応報刑主義に伴う「限界」と認識した上で、加害者が行為の責任を自覚して被害回復の責任を約束させることで、克服しようとする。

また、加害者への応報に加えて、その更生に重点を置く刑事司法、少年司法に対しても、次のような批判が向けられる。すなわち、「長い歴史において、応報モデルと更生モデルが、犯罪者対策の最先端を担ってきたが、犯罪の増加を阻止するに至らなかったばかりか、市民の法的権利を放置してきた。その結果として犯罪に対する伝統的な刑罰と再教育という対応が、ここにきて決定的な批判にさらされており、今やそれが終局を迎えつつあり、そこに RJ Movement（修復的司法の運動）が代わろうとしている⁽²²⁾。」

このように、保護主義による福祉的な処遇を中心とする少年司法（我が国の少年法はこの類型に該当する。）に対しても、被害者の地位、その具体的な被害への顧慮がなされないことが問題とされているのである。

(4) 被害者の権利・地位の重視の考え方との関係

近時、刑事司法においては、犯罪被害者の権利又は地位を重視する傾向が顕著である。

(17) 高橋 前掲注(5), pp.76-77.

(18) 犯罪の責任は個人ではなく犯人の家族等にあり、また被害は被害者の家族にも生じており、賠償は家族にも与えられるべきであるといった集団責任的な考え方や、犯罪者と被害者の家族から成る「法と裁判所に関する協議会」が加害者・被害者の均衡の回復を図るために、犯罪者の財産を被害者に譲渡することなどを命令するシステムをいう（藤本哲也「第1章 修復的司法の起源：ニュージーランドの『児童、青少年及びその家族法』」藤本哲也編著『諸外国の修復的司法』中央大学出版部, 2004, p.5. 参照）。

(19) 菊田 前掲注(4), p.245.

(20) 葛野尋之・正木祐史「8 少年司法と修復的司法」『刑法雑誌』42巻3号, 2003.3, p.413.; 奥村 前掲注(8), pp.184-185.

(21) 大塚仁『刑法概説（総論第三版）〔増補版〕』有斐閣, 2005, pp.48-51.; 藤木英雄『刑法』弘文堂, 1971, pp.6-8. 一般予防とは、刑罰を犯人に加えることによって社会の不特定人が犯罪に陥ることを予防することをいい、特別予防とは、刑罰によって犯人を改善し、その犯人が再び犯罪に陥ることを予防することをいう。

(22) 菊田 前掲注(4), p.246. の引用の Lode Walgrave, *Restorative Justice for Juvenile, Potentialities, Risks and Problems for Research*. 1998. からの再引用。

これは、加害者の権利が重視される一方で、犯罪被害者への補償に対して国家的な配慮が不十分であったことへの反省に基づくものであり、我が国を含め多くの国で犯罪被害者の権利・地位を向上させ、被害を救済するための施策が実施されている。

我が国では、昭和55（1980）年に犯罪被害者に給付金を交付する制度が創設⁽²³⁾され、また、近時、被害の早期軽減に関する支援を行う観点から、警察の体制整備及び民間早期援助団体の認定制度が整備⁽²⁴⁾されている。さらに手続的権利の観点から、刑事裁判における被害者の公判の傍聴、公判記録の閲覧・謄写及び民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解などを内容とする法整備⁽²⁵⁾が行われた。

修復的司法は、基本的には被害の回復を中心に置く点において、近時の刑事司法・少年司法における被害者の権利・地位の向上の考え方と共通する。しかし、両者には次のように異なる点も見られる。

修復的司法は、被害者への補償のみならず、犯罪によって破壊された加害者と被害者の関係の修復、地域社会に与えた害の修復を目的とし、加害者が犯罪を真摯に反省し立ち直ることも目的とする。これに対し、被害者の法的地位の向上は、加害者との関係の修復や加害者の更生を目指すものではない。例えば、我が国の被害者への補償・支援制度には、加害者は当事者として現れない。また、手続的権利の充実の側面、すなわち刑事手続への被害者の関与も加害者と

被害者との対話の機会を設けるものではない。

このように、被害者の権利・地位の向上という目的のために両者がとるアプローチは、大きく異なるといえよう。

2 修復的司法と少年司法との関係

「はじめに」で述べたとおり、修復的司法は、特に少年司法との関係において議論されることが多い。平成14（2002）年に、日本刑法学会の「少年司法と修復的司法」と題するワーク・ショップ⁽²⁶⁾が開催されたが、これは、少年司法との結び付きについて理論的にも関心が寄せられていることの表れである。現に、修復的司法の実践は成人犯罪事件よりも少年事件において先行しており、特にニュージーランドにおいて加害者・被害者・家族による会議が少年事件手続に明確に規定されている⁽²⁷⁾。また、後に見るように、我が国において修復的司法の実践例は少年の犯罪・非行事件にのみ見られる。

上記のワーク・ショップにおいては、なぜ少年司法において修復的司法が議論されるかが論点となっている。少年事件は成人事件と比べて加害者の更生と被害者の満足が両立しやすいという意見がある一方で、この意見によれば従来我が国の少年法には修復的な意味合いが多かったはずであり、それにもかかわらず少年司法に修復的司法が前面に出てくるのは、少年司法と刑事司法との区別が相対化⁽²⁸⁾しているからではないかとの意見もあった。また、修復的司法と少年法の健全育成の理念とが両立するかどう

⁽²³⁾ 犯罪被害者等給付金支給法（昭和55年法律第36号）。平成13年に「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」に改められた。

⁽²⁴⁾ 犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律（平成13年法律第30号）第22条・第23条・第26条

⁽²⁵⁾ 犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成12年法律第75号）

⁽²⁶⁾ 平成14年5月19日日本刑法学会第80回大会（南山大学において開催）の記録（葛野・正木 前掲注⁽²⁰⁾，pp.413-418.）

⁽²⁷⁾ ニュージーランドの児童、青少年及び家族法（Children, Young Persons, and Their Families Act 1989）は、家族集団協議会の開催を必須とする（警察の警告にとどまる軽微事件、人を死に至らしめた事件を除く）。

⁽²⁸⁾ 少年の健全育成を目的とする少年法が、厳罰化傾向にあり、次第に懲罰を目的とする刑事手続に接近しつつあるという趣旨と理解される。

かについても意見が分かれた⁽²⁹⁾。

また、少年審判が非公開であり、少年に対する処分が非行・犯罪事実と必ずしも均衡関係にないことなどから、被害者及び社会が少年非行の処理に不安、ストレスを感じるため、加害者、被害者及び地域社会の関係回復を重視する修復的司法が登場する余地があるという見解⁽³⁰⁾もある。

以上のように、少年法の理念・目的と修復的司法との関係について、議論がなされてはいるが、この問題については項を改めて考察することとし、ひとまず、少年法の基本的性格及び最近の少年法改正の動向について見ておく。

(1) 我が国少年司法の基本的性格と最近の動向

(ア) 少年法の基本的性格

現行の少年法（昭和23年法律第168号）は、第二次大戦後アメリカ法の強い影響のもとに制定された。19世紀終わりに誕生⁽³¹⁾したアメリカの少年法⁽³²⁾は、国親（*parens patriae*⁽³³⁾）思想に基づく広範な公的介入（少年裁判所の広範な管轄権を有すること、厳格な規律・訓練を内容とする施設収容処遇が中心であること及び科学的調査が重視されたこと）及び適正手続の排除を特徴としていた⁽³⁴⁾。また、家庭裁判所がすべての少年

犯罪の管轄権を有するという意味で一元的構造が採られていた。我が国の少年法は、アメリカ法と異なる部分もあるが、同法の強い影響を受けて制定された⁽³⁵⁾。それは、家庭裁判所が有する権限の広範さ（特に調査・審判段階からの検察官関与の全面排除）、少年鑑別所による科学的調査に表われている。その後、アメリカでは、少年手続における適正手続の排除という点について考え方が改められた。すなわち、1960年代に連邦最高裁判所が少年事件においても適正手続の保障が要請されるとの判決⁽³⁶⁾を次々と出してから、適正手続の保障を伴った保護主義が少年法を支配する基本理念となった。ただ、1970年代後半には、少年の重大犯罪が社会問題化し、一定の重大犯罪を行った少年を少年裁判所の専属的管轄権から外し刑事裁判所の本来的管轄に委ねるといふ、少年犯罪の軽重に応じ管轄が少年裁判所と刑事裁判所に分かれるという意味での二元的構造に変わって来ている⁽³⁷⁾。この点で、少年事件のほぼすべてを家庭裁判所が扱う我が国の少年法とは異なる。これは「厳罰化」を促進するものか、家庭裁判所の福祉的処遇を充実させるものか、意見の分かれるところであるといわれる⁽³⁸⁾。

我が国の少年法は、成長発達期にある少年の

⁽²⁹⁾ 葛野・正木 前掲注⁽²⁰⁾, p.417.

⁽³⁰⁾ 山口直也「修復的少年司法は新たな厳罰化をもたらさないか？」『法学セミナー』574号, 2002.10, p.73.

⁽³¹⁾ アメリカ少年法は、1899年のシカゴ少年裁判所の創設に始まる。廣瀬健二「海外少年司法制度—英、米、独、仏を中心に」『家庭裁判所月報』48巻10号, 1996.10, p.92.; 澤登俊雄『少年法入門〔第三版〕』有斐閣, 2005, p.260.

⁽³²⁾ アメリカでは少年法等刑事法に関する立法管轄権は州に属する。本稿においてアメリカ法という場合には、州法の全体的な傾向を指す。

⁽³³⁾ 「後見人としての国」の意。少年法においては、非行少年は保護に欠けた少年であり、その親に代わって国が保護を与えるべきであるという考え方をいう（澤登 前掲注⁽³¹⁾, p.36.）。

⁽³⁴⁾ 同上, p.260.

⁽³⁵⁾ 同上, p.278.

⁽³⁶⁾ 代表的な判決は、*In re Gault* 387 U.S.1, 87 S. Ct. 1428 (1967)。審判期日の告知、弁護人による弁護を受ける権利、黙秘権、伝聞証拠及び反対尋問についても少年手続において保障されるべきであるとした（「少年審判手続とデュー・プロセス」『別冊ジュリスト 英米判例百選（第3版）』1996.11, pp.116-117.）。

⁽³⁷⁾ 澤登 前掲注⁽³¹⁾, p.261. 1978年ニューヨーク州少年犯罪者法がその例である。

⁽³⁸⁾ 同上

健全育成（保護主義）を旨として、手続の「非方式性⁽³⁹⁾」を特徴とし、他方少年法による処分等は少年の自由を拘束し、その権利に重大な制約を課する手続であることから、適正手続の保障にも配慮した運用がなされている⁽⁴⁰⁾。なお、少年法における保護処分⁽⁴¹⁾は、刑罰とは異なり、応報的性格はまったくないものとされている。

他方で、少年法は、少年の非行、犯罪に対処する法律として、犯罪の抑止、犯罪対策の要請（被害者感情及び社会防衛の観点を含む。）に応えるべきものである。少年の重大・凶悪事件が起きた場合には、被害者感情及び社会防衛の観点から、保護処分よりも刑事罰による威嚇が必要であるとの意見が前面に押し出され、少年の健全育成に優先させるべきかが問われることもある。

少年法が持つ犯罪対策法・刑事法的性格と教育・福祉法的性格は、矛盾をはらむものであり、少年法改正をめぐる議論の背景にもこの二つの要請の対立がある。これらをどのような水準で調和させ、解決を図るかが少年法制の本質的課題であるといわれる⁽⁴²⁾。

(イ) 少年法の改正

近年の少年非行の低年齢化、凶悪化の傾向⁽⁴³⁾を背景として、平成12（2000）年には、少年法の改正が行われた（平成12年法律第142号）。その内容は、刑事処分可能年齢を16歳から14歳に引

き下げること、一定の重大犯罪、非行について検察官送致を原則とすること、検察官及び弁護士である付添人が関与した審理の導入及び被害者の申し出による意見聴取等である。この改正は、少年犯罪の事実認定の適正化及び被害者に配慮してその手続的関与を認めるための改正であり、上述の少年法の基本理念である保護主義と適正手続の保障を、変更するものではない。もっともこの改正法については、少年への「重罰化」であるとの批判が多い⁽⁴⁴⁾。

(2) 被害者の地位と少年法

少年法には、少年の健全育成という保護主義、保護手続の観点から、被害者の地位について配慮した規定は置かれていなかった。特に、少年審判手続は非公開であるため、被害者及び家族は犯行の状況や審判結果を知ることができなかった。

上述の平成12年の少年法改正は、①被害者等からの申出に基づく家庭裁判所による被害者等の意見聴取、②家庭裁判所が行う被害者等に対する審判結果の通知、及び③審判中及び審判確定後の被害者等への記録の閲覧・謄写の許可に関する規定を整備したものである。これは、成年刑事事件における被害者の手続的権利の保障（前述1(4)参照）に相当するものである。

被害者の権利・地位の向上の一側面である被害者の手続的権利を認めることは、現行法にお

⁽³⁹⁾ 非方式性とは、国親思想に基づき、少年審判に一定の手続・方式が必要とされないことであり、我が国の少年法も少年審判の方式に関する具体的規定を置いていない。しかし、少年の保護主義と非方式性とは必然的に結びつくものではなく、適正手続保障の見地から、実務的に適正手続に資する運用がなされている。澤登 前掲注(3), pp.137,161.

⁽⁴⁰⁾ 保護処分の決定が裁判所によりなされること、保護処分決定への抗告が認められること、手続の形式化（裁判所の意思表示は決定の形式によること等）等。なお、実務的な対応及び判例により権利保障が強化されている。

⁽⁴¹⁾ 保護観察、児童自立支援施設又は児童養護施設への送致及び少年院への送致（少年法第24条第1項）

⁽⁴²⁾ 田宮裕・廣瀬健二『注釈少年法 改訂版』有斐閣、2001、pp.3-5.

⁽⁴³⁾ 凶悪犯（殺人、強盗、放火、強姦）の検挙人員が平成7年以降増加に転じていたこと、年少少年（14歳・15歳）による殺人事件の検挙人員が平成7年以降10人台を維持し、平成11年には16人であったことを指す。なお、この傾向は平成11年以降も続いている（法務総合研究所編『犯罪白書 平成16年版』）。

⁽⁴⁴⁾ 佐々木光明「少年法『改正』議論に欠けた視点」『法学セミナー』46巻5号、2001.5、pp.32-35. 等

いて相当程度に実現を見ている。それでは、さらに進んで加害者・被害者（及び地域社会）による被害回復のための対話を基本とする修復的司法を導入することには、いかなる意味があるのか。この点に関して、被害者の権利・地位の向上は、現行の刑事司法、少年司法においても十分達成可能であるとの見解⁽⁴⁵⁾もあるところである。また、別の観点から、修復的司法は被害者を重要な当事者と考えている点で被害者に対話を無理強いする可能性があり、また、「許すのは当然だ」という世論を作り出す危険があるのであり、被害者対策に「幕引き」をするおそれがあるという意見⁽⁴⁶⁾もある。

そこで、次に被害者の権利・地位の向上と少年法との調和に関し、修復的司法がどのような意味を持つのかについて、見ていくこととする。

(3) 修復的司法、被害者の権利及び少年法

従来、被害者側からは、加害少年の保護又は権利の尊重が強調されていることや被害者対策が立ち遅れていることへの不満があり、少年側からは、少年の健全育成よりも被害者の立場が重視されることへの危惧もあって、少年の健全育成と被害者の地位の重視との調和は困難な課題であるといわれてきた。修復的司法がこの調和を実現することに資するものであるかどうかについては、次のように意見が分かれる。

① 積極的意見

まず、積極的意見の論者は、加害少年が非

行を克服して更生するためには、犯罪に対する責任を感じて被害の賠償を積極的に行うことが必要であり、被害者の地位への配慮は少年の教育、健全育成に対する世論の支持を強化することになるとする⁽⁴⁷⁾。また、少年の健全育成のためにとられる保護処分は刑罰のように応報的性格を持たず、多様性に富むので、被害者との対話等を含めた処遇と結びつきやすい⁽⁴⁸⁾といえよう。

② 消極的意見

消極的意見の論者は、被害者の地位への配慮を重視すると被害者の要求を満足させることに重点が置かれ、少年に対する「厳罰化」、つまり、保護処分ではなく刑罰を科する傾向を招き、ひいては、少年の健全育成のための少年法は被害者や地域社会に対する「しよく罪」のための法に変質するのではないか⁽⁴⁹⁾とする。

(4) 修復的司法と適正手続

少年司法手続は自由と権利を制約する手続であるため、適正手続の保障は重要な要請である（2 (1) (ア) 参照）。また、法的に又は事実上、強制的に不利益を課すためには、公正、公平、犯罪行為と不利益との均衡といった原則に適合することが必要である⁽⁵⁰⁾。この点、修復的司法においては、法律上、加害者が被害者との対話の手続から脱し、又は対話の結果に拘束されない自由を持つ（任意的手続）のであり、強制の

(45) Andrew Ashworth "Is Restorative Justice the Way Forward for Criminal Justice?," Eugene McLaughlin et al. ed. *Restorative Justice: Critical Issues. (Crime, Order and Social Control)*. London: SAGE in association with the Open University, 2003, p.165. は、イギリスにおける修復的司法に関し、被害者の刑事手続への参加の権利は、修復的司法に特有の考え方ではなく、被害者の地位向上の動向と共通するとする。

(46) 諸澤英道「被害者関係の刑事司法と犯罪者の処遇」『刑政』113巻2号, 2002.1, pp.32-33.

(47) 前野 前掲注(16), p.41.

(48) 前掲注(26)の日本刑法学会ワーク・ショップにおける意見。葛野・正木 前掲注(26), p.417.

(49) 山口 前掲注(30), p.76.

(50) Ashworth, *op.cit.*, pp.171-174. は、イギリスにおける修復的司法への批判として、独立・公平の原則、比例の原則及び被害補償の原則との抵触の問題を挙げる。なお、「被害補償の原則」とは、被害者は補償を要求できるだけであり、刑罰を科することは国家に任されていることをいう。

要素がない（前述の「純粹モデル」）以上は適正手続等の要請は考慮する必要がないとの反論もあり得る。しかし、加害者が被害者との対話を選択しないという態度を示すこと自体によって、加害者が裁判所により不利益な認定をされることも考えられるように、修復的司法と裁判とが結び付きを持つことが多いのであり、任意的な手続であっても純粋な私法上の裁判外手続とは異なると考えられる。

従って、修復的司法を採用するとした場合には、次のような問題点を指摘することができよう。

- ① 修復的司法は、加害者・被害者・地域社会による、国が関与しない解決手続であるから、少年の人権を守るための適正な手続の保障、例えば、弁護士の付添いの保障が及ばないおそれがある。
- ② 被害の重大さに比して課されるべき責任（修復責任）が被害者が満足するものとして、ともすれば過大となり⁽⁵¹⁾、加害行為との均衡を失う場合が生じる。
- ③ 被害の程度・態様において同等の事件であっても異なる結果を負わされることも考えられるのであり、公平な結果が保障されないおそれがある。

この点で、国際連合の犯罪予防及び刑事司法委員会（Commission on Crime Prevention and Criminal Justice）が、2000年に次のように述べている⁽⁵²⁾ことが注目される。

- (a) 修復的司法手続の利用を統轄するガイドライン・基準を設定すべきこと（修復的司法手

続に付する条件、同手続の扱い方、進行役の資格・訓練など）。

- (b) 基本的な手続保護手段（Fundamental procedural safeguards）

当事者は修復的司法手続の前後に法的助言を受ける権利を有すること、年少者は特に親の助力を受ける権利を有すること。

修復的司法の結果に合意する前に、当事者に対して権利、手続の性質及び合意の効果について十分に説明されるべきこと。

以上、修復的司法と少年司法の理念、被害者の権利の向上の観点から考察した。

次に、修復的司法の少年犯罪・非行事件における実践例を通して、修復的司法の採用・活用に関する実務的な側面も加味した総合的な考察を試みることにするが、その前に、修復的司法を少年司法に採り入れたとされる諸外国の例を概観しておきたい。

II 諸外国における少年司法への修復的司法の導入

ここでは、修復的司法の意義としては、「最大化モデル」に従い、広く捉えることにする。また、修復的司法を採用・活用する外国の制度は、多様であるので、便宜、次のような分類⁽⁵³⁾を用いることにする。

まず、修復的司法が制度として既存の少年司法制度の全部又は一部にとって代わっている形態かどうかにより、以下の二つの類型に分けら

51) 染田 前掲注(10), p.279. は、少年の教育的効果を重視するとかつて教育刑（絶対的不定期刑）に対するのと同様な批判が当てはまり得るとする。

52) 同委員会が修復的司法に関して作成した決議案（経済社会理事会による採択を要請）の一部である。United Nations Commission on Crime Prevention and Criminal Justice, Report on the ninth session, April 18-20, 2000, *Economic and Social Council Official Records, 2000, Supplement No.10.* p.8 (E2000/30 E/CN.15/2000/7) 国際連合ホームページ <http://www.unodc.org/unodc/en/crime_cicp_commission.html>。
本件に係る国際連合経済社会理事会の決議（2002年）は、E/CN.15/2002/5 <<http://www.un.org/docs/ecosoc/documents/2002/resolutions/eres2002-12.pdf>>。

れる。

(A) 少年司法手続代替型

既存の少年司法の手続が修復的司法に置き換えられている制度であり、後述するニュージーランドがその典型例である。ノルウェーにおいても「和解は刑事訴訟手続の代替処分である」と法で定められており⁽⁵⁴⁾、この型に属するといえる。

この類型の中で、さらに、加害者・被害者の意思にかかわらず修復的司法の手続を行うかどうかという観点から、(a1) 手続強制型（ニュージーランドがこの型に属する。ただし、被害者が出席を強制させられることまでは要件とされない。）及び (a2) 任意型（加害者・被害者の合意により手続開始。ノルウェーはこの型に属する。）の二つに分けられる。

(B) 少年司法手続補完型

これは、既存の少年司法の手続・効果の一部に修復的司法を採り入れ、場合により手続の一部が代替されている類型である。

例えば、加害者・被害者の調停を刑事手続に代わる措置（ダイヴァージョン）とし、又は保護観察の条件とする方法（アメリカ）、被害者との和解を手続打切りの条件とする方法（ドイツ）、加害者・被害者とその家族等の協議の結果を裁判所の処分に反映させる方法（シンガポール）などがある。

次に、「対話」の形態による類型化である。

- ① 家族集団会議型
- ② 加害者・被害者調停型
- ③ その他の対話・話し合い型

①と②の相違は、次の点にある。

①の家族集団会議型は、進行役及び加害者・被害者のほか、加害者・被害者の家族及び犯罪と関係する地域社会の代表者（警察官等）が会議に参加すること、また会議の主たる目標は犯罪事実を明らかにして加害者に非難を加え、被害の賠償を行い、加害者の社会復帰を促すことにある。これに対し、②の加害者・被害者調停型における参加者は、通常、調停者、加害者及び被害者であり、家族や地域社会の参加はまれである。また、調停型の目標は、被害者の犯罪の影響、心情を加害者に伝え、被害賠償を約束することにある。

③の「その他の対話・話し合い型」とは、例えば、量刑サークル（Circle Sentencing 又は Sentencing Circles）型、つまり量刑段階において加害者、被害者、支援者集団、地域社会の代表者が参加して意見を述べ、被害の賠償や加害者の社会への復帰に資する措置を裁判官が決定するものがある（カナダ）。また、警察官が、警告⁽⁵⁵⁾（caution）の際に、加害者・被害者を引き合わせて、謝罪を引き出し、賠償の約束をさせるというものがある（イギリスのテムズ・バリー警察で行われている。後述1参照）。以上述べたところをまとめると、表2のとおりである。

各国の少年法制は、基本的性格が異なるので、この点に留意しながら、以下では、どのような態様において修復的司法が採用又は活用されているのかを見ていきたい。

53) この分類は、日本弁護士連合会「アメリカの被害者・加害者和解プログラム」日本弁護士連合会犯罪被害者支援委員会編『犯罪被害者の権利の確立と総合的支援を求めて』明石書店、2004、pp.249-267.; Ashworth, *op.cit.*, pp.165-166.; Gordon Bazemore and Curt Taylor Griffiths "Conferences, Circles, Boards, and Mediations: The 'New Wave' of Community Justice Decisionmaking," McLaughlin *op.cit.* (45), pp.76-84. を参考にした。

54) 日本弁護士連合会犯罪被害者支援委員会 同上、p.249.

55) 1998年犯罪及び秩序違反法により、従来の警告は、少年事件については譴責・最終警告に改められた。UK Home Office Youth Justice Board, *Final Warning Scheme Guidance for the Police and Youth Offending Teams*, November 2002. <http://www.homeoffice.gov.uk/docs/final_warning_scheme.pdf>

(表2) 諸外国における少年司法への修復的司法の導入

少年司法制度との関係 対話の形態	少年司法手続代替型	少年司法手続補完型		
		ダイヴァージョン、保護観察の条件、手続打ち切り、不起訴	処分決定・量刑の判断要素	再犯防止行動プログラムの遵守等
家族集会型	ニュージーランド		シンガポール	
加害者・被害者調停型	ノルウェー	アメリカ、ドイツ		
その他の対話・話し合い型		イギリス (テムズ・バリー警察)	カナダ	イギリス (犯罪少年パネル)

1 イギリス

イギリスの少年司法制度は、イングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドではそれぞれ異なるが、ここではイングランド及びウェールズのそれについて概観する。概括的にいえば、イギリスの制度はアメリカと同様に、少年裁判所が少年事件に関して一元的に管轄権を有する構造から、犯罪の軽重に応じ少年事件を少年裁判所と刑事裁判所とが管轄するという二元的構造に移行し、福祉機能と司法機能が分離する傾向にある⁽⁵⁶⁾。1991年刑事裁判法が少年の保護事件を扱う家庭裁判所と少年刑事事件を扱う青少年裁判所に分けたことにそれが表われている。

イギリスにおける修復的司法には、いくつかの形態があるが、対話形態の場合に被害者は必ずしも当事者として参加せず、地域社会の代表者が参加する点が特徴である。また、少年司法手続に代替するものではなく、再犯防止プログラムの遵守を約束することを少年司法手続に組み入れたものであり、「少年司法手続補完型」といえる。「対話」の形態としては、そもそも

被害者と対話する必要がないことから、「その他」に属する。

少年事件について修復的司法の萌芽といえる要素が採り入れられたのは、1998年犯罪及び秩序違反法⁽⁵⁷⁾の譴責・最終警告(Reprimands and warnings)においてである。警察は、少年が罪を認めかつ初犯の場合には、譴責を行うのみで、裁判所に起訴しないことができる(第65条・第66条)。譴責後の再度の犯罪に対して最終警告(final warning)がなされると、少年犯罪チーム(後述)に付託され、評価を経て更生プログラムが準備される。同チームでは被害者と接して、調停又は賠償命令の適否を考慮する。

この譴責・最終警告の際に加害者・被害者を引き合わせ、犯罪の状況について話し合い、謝罪や賠償を引き出すという修復的司法的な試みがテムズ・バリー(Thames Valley)警察で行なわれている⁽⁵⁸⁾。また、裁判所は、有罪が確定し又は有罪の答弁⁽⁵⁹⁾を行った少年で拘禁刑を言い渡されない者に対し、被害者へ謝罪の手紙を書くこと、直接謝罪、落書きの清掃、損壊した器物の修理といった修復命令を出すことができる(第67条)。被害者の同意が得られない場合

⁽⁵⁶⁾ 澤登 前掲注(31), pp.258, 262-264.

⁽⁵⁷⁾ Crime and Disorder Act 1998.

⁽⁵⁸⁾ 守山正「リストラティブ・ジャスティスとコミュニティ・ポリシングーイギリスのテムズ・バリー警察活動を中心に」『現代刑事法』40号, 2002.8, pp.34-40.

⁽⁵⁹⁾ 罪状認否手続(アレインメント)の段階において、裁判官が被告人に訴因事実につき有罪か無罪かを尋ね、被告人が有罪との答弁をすれば訴因事実についての有罪は確定し、公判での証拠調べは省略される(三井 前掲注(2), p.770.)。

には修復命令は発せられない(第67条第5項)。

修復的司法の対話の要素を少年手続に採り入れたのは、1999年の少年司法及び刑事証拠法⁽⁶⁰⁾であり、犯罪少年パネル(Youth Offender Panels)において、少年の再犯防止の行動プログラムを作成し、少年にその遵守を約束させるものである。付託は裁判所の権限であり、付託の対象は、過去に有罪宣告されたことも有罪の答弁もしたことがなく、拘禁刑を言い渡されない少年である(第2条)。付託命令により少年犯罪チームが犯罪少年パネルを設置し、少年本人の他に、少年犯罪チーム⁽⁶¹⁾のメンバー1名と、少年犯罪チームが地域社会から選出した2名が必ず出席する(第6条)。保護者は、裁判所が不相当と確信する時以外は、出席が命ぜられ(第5条)、被害者は、希望する場合には出席を認められる(第7条第4項)。この行動プログラムには、被害者への賠償を含めることができる(第8条第2項)。なお、行動プログラムについて少年と合意に達しない場合や、付託期間の終了時点で少年がプログラムを遵守しなかったと評価された場合には、少年は裁判所に返戻される(第10条・第12条)。

2 アメリカ

アメリカの少年法の基本的性格は、前述のように、国親思想に基づく保護主義を徹底させた初期の一元的構造から、1970年代以降、少年犯罪の軽重に応じ管轄が少年裁判所と刑事裁判所

に分かれるという意味での二元的構造に変わってきている。それは、重い犯罪への「厳罰化」を意図したものであるが、これによって犯罪の減少はもたらされず、過剰な拘禁とコストの増大をもたらしたといわれる。他方で、被害者の権利運動が1980年代に盛んになった。1990年代に入り、被害者への責任、地域社会の安全及び少年の社会復帰の三つの要素の間の均衡を図る処遇モデルである「均衡型司法」(Balanced Justice)というモデルが登場し、修復的司法と結合して均衡・修復司法(Balanced And Restorative Justice)として、アメリカの少年司法に大きな影響を及ぼしている⁽⁶²⁾。

修復的司法は多くの州で実践されているが、その内容や程度は多種多様⁽⁶³⁾である。学者の調査⁽⁶⁴⁾によれば、少年に対する修復的実践プログラムを実施している組織は、全米で773団体あり、48州で何らかの実践がなされている。実施されている形態としては、被害者・加害者調停プログラム(Victim Offender Mediation Program)がその半数を占め、最も多い。その起源は、1978年にインディアナ州で実施された被害者・加害者和解プログラム(Victim Offender Reconciliation Program)である。

被害者・加害者調停は、ダイヴァージョン(diversion.ディヴァージョンともいう。)として又は保護観察の一条件として用いられている。ダイヴァージョンとは、警察から裁判、行刑にいたる刑事過程のいずれかの段階で、事件を通常

⁽⁶⁰⁾ Youth Justice and Criminal Evidence Act 1999.

⁽⁶¹⁾ Youth Offending Team (Youth Justice and Criminal Evidence Act 1999. Section 39) 自治体が設置する保護観察官、ソーシャル・ワーカー、警察官等から成る機関で1999年少年司法及び刑事証拠法に規定された任務を行う。

⁽⁶²⁾ 日本弁護士連合会犯罪被害者支援委員会 前掲注⁽⁵³⁾, p.263.

⁽⁶³⁾ アメリカにおいて少年司法に関する法制は、州の立法管轄権に属する。前掲注⁽⁶²⁾参照。

⁽⁶⁴⁾ 細井洋子「アメリカ合衆国の修復的司法」『罪と罰』41巻1号, 2003.12, pp.50-51. で紹介される次の調査。Schiff, M. & G. Bazemore (2002) Restorative Conferencing for Juveniles in the United States: prevalence, process, and practice. E.G.M. Weitekamp, and H-J. Kerener: Restorative Justice: Theoretical Foundation. Willan Pub.

取られる手続から離脱させ、他の代替的な処置を取ることを⁽⁶⁵⁾をいう。アメリカにおいて行われる修復的司法の多くは、既存の少年手続の一部に修復的司法を採り入れる調停形式であり、「少年司法手続補完型」・「調停型」に属するといえよう。

調停の内容及び手続の実態は、以下のとおりである⁽⁶⁶⁾。

- ① 少年による軽微な財産犯を対象とする場合がほとんどであるが、次第に重い暴力犯罪についても行われつつある。
- ② 調停の内容は、警察段階で行われるもの、裁判所送致後に行われるもの、裁判所の処分決定後に行われるものと多様であるが、調停の実施機関は民間の非営利団体であることが多い。
- ③ 事件が調停の実施機関に送致されると、実施機関は訓練を受けた地元ボランティアを仲介者として選任する。仲介者は、まず加害者に調停への参加の意思を確認し、同意した後に被害者に参加意思を確認する。双方が参加に同意した場合、中立性が確保される場所（公民館、教会等）が設けられ、仲介者の立会の下で対話が行われる。両者の対話は、通常、加害少年によって実行される「被害修復計画」に関係者が同意することで終了する。調停が成功すれば、手続は打ち切られる。

3 ドイツ

ドイツの少年司法においては、少年裁判所は少年犯罪事件のみを扱い、要保護少年は福祉法において扱う法制（いわゆる「大陸型」）を採りつ

つ、社会内処遇の充実及びダイヴァージョンを推進し、不定期刑の廃止、未決勾留要件の厳格化及び少年審判補助者（我が国の家庭裁判所調査官に相当）の役割の拡大など、少年の権利保障の強化と教育効果の向上を進めている。その意味で、少年に対する適正手続の保障を強化しつつ保護主義を拡充する傾向にある⁽⁶⁷⁾。

1990年に少年裁判所法が改正され、それまで非公式に行われてきた被害者・加害者調停が少年の訴訟手続を打ち切るための公式手段として認められるとともに、処分の選択肢の一つとして規定された⁽⁶⁸⁾。これは、少年司法手続の起訴段階での打ち切り（一種のダイヴァージョン）を主として意図したものであり、アメリカと同様に「少年司法手続補完型」・「調停型」といえる。

少年裁判所法に規定される加害者・被害者調停及びその効果は、以下のとおりである。

検察官は、加害少年が被害者と和解し、裁判官による訓戒等の命令も必要ないと判断する場合、少年の起訴手続を停止する（第45条2項）。検察官は、和解調停が順調に進んだ場合又は対象となる犯罪が軽微な場合は起訴手続を停止するが、和解調停が順調に運んでも、重い犯罪の場合や目立った非行歴がある場合には、裁判所に対し調停の結果を考慮するよう申し添えて起訴を行う。また、起訴後、裁判官は、加害少年と被害者の和解がすでに成立している場合等には、手続を中止することができる（法第47条2項）。

被害者・加害者調停の運用は、次のとおりである。

調停は、通常、職業的専門家や現に調停に携わる素人によって仲介される。仲介者は、被疑

⁽⁶⁵⁾ 三井 前掲注(2), p.566.

⁽⁶⁶⁾ 日本弁護士連合会犯罪被害者支援委員会 前掲注(53), p.263.

⁽⁶⁷⁾ 澤登 前掲注(31), p.267.

⁽⁶⁸⁾ 以下の記述は、主として比嘉康光「文献紹介 ディーター・デリング『少年裁判所法上の法効果』『立正法学論集』37(1), 2003, pp.165-187.の「おわりに」で示された少年裁判所法の条文紹介；David Miers, "7.Germany," *An International Review of Restorative Justice*. London: Home Office, 2001, pp.32-38.に依拠している。

者及び被害者と個別に面接し、他方当事者に会うことを提案し、和解の話し合いを進める。話し合いの結果、損害回復給付等についての申合わせがなされる⁽⁶⁹⁾。

4 ニュージーランド

「少年司法手続代替型」かつ「家族集団会議型」を採用するのがニュージーランドであり、加害少年には家族集団会議への参加が強制される⁽⁷⁰⁾点で諸外国に例を見ない制度となっている。もっとも、後述のように、この手続がすべての犯罪に適用されるわけではない。

ニュージーランド⁽⁷¹⁾では、1989年に、児童、青少年及びその家族法⁽⁷²⁾が制定された。制定の背景には、人口の12ないし13%を占める先住民族のマオリ族が欧米的近代司法になじまずに高い犯罪率を示し、特に少年犯罪者の4割をマオリ族が占めていた(1988年)という事情があった⁽⁷³⁾。同法は、先住民族マオリ族の司法に関する伝統的指導原理である「マラエの司法」を現代社会に活かし、少年犯罪・非行に対処しようとする法であり、家族集団会議(Family Group Conference)がその中心的な役割を果たす。

家族集団会議は、国の福祉部局(New Zealand Children & Young Persons Service)が実施主

体となり⁽⁷⁴⁾、青少年司法コーディネーター⁽⁷⁵⁾(Youth Justice Coordinator)が運営する。参加者は、少年の家族や親族、合意がある場合には被害者⁽⁷⁶⁾、警察、弁護士、ソーシャル・ワーカー等である。少年が犯行を否認している場合、犯行を認めていても殺人と傷害致死の場合及び警察の警告に止まる軽微な犯罪の場合は、家族集団会議の対象から除外される。被害者と加害者との合意がなくても家族集団会議は実施される。

家族集団会議の権能は、少年の処遇計画を決定し、又は少年に適当な刑罰を科すこと及び被害者への賠償を行うべきこと等について勧告を行うことである。これらの決定又は勧告については、明らかに実行不可能であるか又は本法律の目的に矛盾するのではない限り、裁判所はこれに効力を与えなければならない(同法第34条)。

5 シンガポール

アジアにおいて法制度上、修復的司法を採用している国としてシンガポールがある。

シンガポールの少年司法制度は、イギリスの指導下で多くの改革を経ている⁽⁷⁷⁾が、現在は児童及び少年法⁽⁷⁸⁾により福祉優先主義の理念の下で少年司法が運営されている⁽⁷⁹⁾。

(69) 比嘉康光「ドイツ少年刑法改正概観」『刑事法学の歴史と課題』法律文化社、1994、p.600。

(70) 前野 前掲注(6)、p.46。

(71) 以下の記述は、主として前野育三「ニュージーランドのFamily Group Conferenceとマオリの文化的伝統」『法と政治』51巻1号、2000.4、pp.15-40；藤本 前掲注(8)、pp.1-42.に依拠している。

(72) Children, Young Persons and Their Families Act 1989。

(73) 土手正治「ニュージーランドにおける修復的司法の発展とマオリ族：1989年の家族集団競技会から2001年の裁判所関与の修復的司法協議会まで」藤本 前掲注(8)、pp.49-50。

(74) 前野 前掲注(6)、p.46。

(75) 青少年司法コーディネーターは、ソーシャル・サービス、保護観察、刑務所などでの勤務経験を有するものから成り立っており、その多くがマオリ族である(藤本 前掲注(8)、p.18.)。

(76) 被害者の出席は会議の成立要件ではない(被害者は出席権を持つに止まる。)(「ニュージーランドの代替的修復的司法」日本弁護士連合会犯罪被害者支援委員会 前掲注(5)、p.252.)。

(77) 菊田幸一・辻本義男監訳『アジアの少年法II』(アジア法叢書3)成文堂、1983、p.107。

(78) Children and Young Persons Act。

(79) 森洋三「シンガポールにおける少年司法について～少年裁判所における家族会議(Family Conference)制度を中心に～」『家庭裁判所月報』56巻11号、2004.11、p.97。

2001年4月の同法の改正により、1994年以来明文規定のないまま実施されてきた家族協議(Family Conference)が法律に規定された(法第45条)。これは、ニュージーランドにおける家族集団会議と異なり、既存の少年司法手続に代替するものではなく、少年事件の裁判に修復的司法的な対話の結果を反映させるものである。また、裁判所が主体となる点、被害者の出席による被害の回復に重点が置かれていない点及び少年の保護者に親の役割を自覚させる点に特徴がある⁽⁸⁰⁾。類型としては、「少年司法手続補完型」・「家族集団会議型」に当たる。

家族協議の目的は、少年に反省を促し、被害者への謝罪や和解に導くこと及び少年が犯罪に至った背景や少年を取り巻く環境の問題点を探り、保護者に家族関係の修復を働きかけることである。従って、殺人等の重大犯罪の場合や、少年とその保護者がともに家族協議の趣旨を理解せず、協力的な態度がみられない場合には、招集の対象とならないことが多い。しかし、このような場合であっても、裁判所が介入し家族協議をもつことが少年の更生に資すると判断される場合には、家族協議が招集される。

家族協議の対象は、少年裁判所に送致され少年が犯行を認めている少年事件であり、裁判所が所定の要件に従い協議を行うことが適当と判断した事件である(法第45条第1項)。

家族協議は、次のような手続に従って実施される⁽⁸¹⁾。

- ① 少年裁判所の裁判官が少年の処分を決定する最終審判の直前に、家族協議の招集を指示する。
- ② 家庭・少年裁判所に設置されている家庭・少年司法センター(Family and Juvenile

Justice Centre) 所属のケース・ワーカーが仲介者として任命される。

- ③ 仲介者の進行により、招集された少年とその家族、被害者⁽⁸²⁾とその家族、学校関係者、保護観察官、カウンセラー等が、少年法廷横の家族協議専用の部屋で、少年に与えるべき措置を検討する。家族協議は通常1回限りである。
- ④ 協議が終了すると、仲介者は裁判官に家族協議の結果を勧告として伝える。
- ⑤ 裁判官は即日審判を開き、勧告を考慮した処分を言い渡す。

また、家族協議に出席した少年の再犯率は、制度開始後9年間で4%であり、シンガポールにおける一般的な再犯率10%と比較すると家族協議の良い影響があると考えられている⁽⁸³⁾。

以上のとおり、修復的司法は少年司法の福祉的性格を強化する方向にある国、これと逆に、少年司法について成人と同様に対処しようとする傾向にある国のいずれにおいても採用されている。これは、少年への教育的効果を重視するか、又は犯罪の予防・統制に重点を置くか、という少年司法に関する考え方の違いにかかわらず、修復的司法が少年司法と結合し得ることを示しており、少年司法における修復的司法の機能を考える上で興味深い。

III 我が国における修復的司法の実践例

修復的司法が意味する内容は、Iにおいて見たようにさまざまであり、どのような要素が満たされれば修復的司法が実践されているといえるかは議論の余地がある。

ここでは、修復的司法を最も広義に捉えて

⁽⁸⁰⁾ 森 前掲注(79), p.110.

⁽⁸¹⁾ 以下の記述は、太田達也「シンガポールの修復的司法」『罪と罰』40巻2号, 2003.2, pp.34-49.; 森 同上, pp.97-128. に依拠している。

⁽⁸²⁾ 被害者の出席は任意である。森 同上, p.104.

⁽⁸³⁾ 森 同上, p.116.

(「最大化モデル」)、その基本的な要素である被害者と加害者の対話という点に着目することとする。この観点から、我が国の非政府組織(NGO、NPO)、弁護士会が主催する仲裁センターが行っている少年事件への取組みの例を見ることとする。NGO、NPOの実践例として、千葉県の被害者加害者対話の会運営センター、仲裁センターの実践例として、岡山仲裁センターを挙げる。

1 被害者加害者対話の会運営センター(千葉県)

(1) 概要・設立目的

被害者加害者対話の会運営センター(以下「対話の会」という。)は、2001年6月に立ち上げられた任意団体であり、千葉県を活動領域としている。会員は千葉少年友の会(会員は、家庭裁判所調停委員(現・元))、千葉ファミリーカウンセリングルーム(社団法人家庭問題情報センターの千葉支部、会員は元家庭裁判所調査官)、千葉弁護士会の三団体の有志で、約130名の会員の会費を財源に設立された⁽⁸⁴⁾⁽⁸⁵⁾。ミネソタ大学(アメリカ)修復的司法調停センター(Center for Restorative Justice & Peacemaking)が提唱する被害者・加害者調停(Victim Offender Mediation)をモデルにしたものとされている。

対話の会の設立目的は、犯罪に対し被害者中心の対応をすること並びに犯罪によって最も直接的に影響を受けた被害者、加害者、その家族及び地域社会の人々が犯罪によって引き起こされた害への対応に直接的に関与できる機会を提供することである。同会では、被害者と加害者の距離感を縮めることが大切であり、ゼロにすることまでは目的でないと考えている⁽⁸⁶⁾。

(2) 対話の手続の流れ

① 申込み

被害者、加害少年、それぞれの家族、代理人弁護士のいずれからも電話又はFAXで申し込むことができ、費用は無償である。

② 対象となる事件

少年による非行事件であれば特に限定はない。少年が非行事実を認めていることを要件とし、償いが実現可能であることが必要である。

③ 対話への参加の任意性

両当事者が対話への参加に同意していることが要件となる。被害者又は加害者が相手方と会うのを恐れて対話に参加しようとしないうちに、対話の会の進行役(後述④参照)は、対話に参加するよう励ますことはある。

④ 対話の準備

進行役⁽⁸⁷⁾が被害者・加害者・家族等と面談し、対話の目的・意義などを十分に説明した上で、被害者の被害状況や加害少年が非行を犯すに至った経緯などを聞く。それと同時に、両当事者に参加の意思があるか、相手の人格を尊重しつつ対話できる状態にあるかなどを確認する。「二次被害」(後述3②)を生まないために、事前に双方の話をよく聞いてニーズをつかみ、対話に進むには無理があると判断すれば断念する。

⑤ 対話の参加者

両当事者とその家族のほか、被害者の支援者や少年の支援者(教師、保護司、友人等)、事件に関わった地域社会の住民も参加することができる。当事者以外の参加については、両当事者の了解を得るとともに、被害者側と加害者側の人数のバランスに配慮する。

⁽⁸⁴⁾ 以下の記述は、主として山田由紀子「修復的司法と少年の意見表明」『子どもの権利研究』5号, 2004.7 pp.43-46.による。

⁽⁸⁵⁾ 前野育三「修復的司法の課題」『司法福祉学研究』3巻, 2003.8, p.46.

⁽⁸⁶⁾ 山田由紀子「実践重ねて距離縮める」『朝日新聞』2004.1.20.

⁽⁸⁷⁾ 進行役は、会員の中の運営委員(家庭裁判所調停委員、元家庭裁判所調査官、弁護士)が務める。

⑥ 対話の場所と日時

日時は可能な限り当事者の都合に合わせて、場所は双方にとって中立的で安心できる場所（弁護士会館、公民館、各種会館等）において行う。対話は、当該事件に係る民事訴訟が継続していても、これと並行して行うことがある⁽⁸⁸⁾。

⑦ 対話の進め方

各参加者が犯罪における自己の体験、犯罪によって受けた影響を話し、質問と回答の時間を設ける。その後、被害の回復や少年の更生のために何ができるか話し合い、話し合いが合意に達した場合、進行役は、その内容を文書にまとめ、読み上げて参加者に確認した上で、合意文書として各参加者にその署名の下に複写物を渡す。

対話は非公開、秘密を基本とし、合意文書を作る場合を除いて、録音や記録を一切とらない。これは、当事者対立的な裁判とは異なる「修復的な場」という雰囲気を作り出し、お互いの心情を吐露することにより互いの立場を理解し合うことが重要と考えているからであるという。

⑧ 対話終了後

合意文書の約束内容が履行されたかどうか確認し、必要に応じてフォロー・アップのための対話の機会を再度設けることもある。

2 岡山仲裁センター

(1) 概要・設立目的

岡山仲裁センター⁽⁸⁹⁾は、岡山弁護士会により、裁判外紛争解決手続（ADR。Alternative Dispute Resolution）を扱う機関として1997年3月に設立された。民事紛争における当事者の自立的な紛争解決能力を最大限に尊重することに

よって、迅速で納得のゆく解決を図ることを目的とする。

同センターが少年犯罪事件を扱うに至ったのは、同センター所属の弁護士が、ADRの手法によって、刑事事件の被害者が加害者と直接対面し、反省と謝罪を要求したり、真に知りたい情報を入手したり、被害の実情や心情を伝えることができるのではないかと考えたことによる。

(2) 対話の手続の流れ

以下のような手続により、対話は進行する⁽⁹⁰⁾。

① 被害者又は加害者からの申立て

被害者・加害者のいずれからも申し立てることができ、当事者の年齢、被害の程度を問わない。また、事件が刑事民事訴訟に係属中かどうかを問わない。当事者の合意があれば両者の家族、勤務先の上司、保護司等も参加できる。手数料は、申立て手数料として申立人・相手方にそれぞれ1万円、期日手数料としてそれぞれ5千円が課されるが、被害者には課されない。

② 仲裁人の選任

センターの運営委員会又は当事者双方の意思により、原則として弁護士が選任される。

③ 事前準備

仲裁人が加害者・被害者に別々に会い、手続の説明、主張・心情を聞く段階であり、被害者にとって対話に臨むかどうかの判断の機会としての意義がある。いずれかが対話を望まない場合には手続を打ち切る。加害者が無罪を主張する場合や、当事者の主張が著しく異なる場合には、仲裁人の判断で手続を打ち切ることもある。

被害者が代理人弁護士を選任していない場合、仲裁センターが無償で「被害者支援弁護

⁽⁸⁸⁾ 山田由紀子『「被害者加害者対話の会運営センター」の設立と実践』『司法福祉学研究』3号, 2003.8, p.49.

⁽⁸⁹⁾ 高原勝哉「岡山仲裁センターにおける犯罪被害者と加害者の対話の試み」所 前掲注(4), pp.317-330.

⁽⁹⁰⁾ 手続の流れについては、日本弁護士連合会犯罪被害者支援委員会 前掲注(53), pp.274-277. によった。

士」を選任する。

④ 対話

対話は、弁護士会館の仲裁室等において行い、原則として3回の対話を目標とする。

対話の結果何らかの合意に達した場合で当事者双方の希望がある場合には、これを文書により確認する。

(3) 仲裁の事例

以下は、1995年に当時中学3年生の5人の少年が高校1年生の被害者に暴行を加えた傷害事件(調書は作成されていない軽微な事件)の仲裁の例⁽⁹¹⁾である。

被害者の両親は、加害少年及びその親を相手方として慰謝料の支払いを求める調停を申し立てたが、調停が不成立となったので、別の裁判所に対し、加害少年等を被告として、慰謝料の支払いを求めて訴訟を提起した。そこで加害少年等の代理人の弁護士が、被害者等を相手方として、話し合いによる円満な解決を求めて仲裁センターに仲裁を申し立てた。同センターは、弁護士と臨床心理士を共同仲裁人として選任した。仲裁は二度行われ、最初の仲裁は被害者、加害者と個別面接をし、二度目は被害者と加害者が同席した。同席しての話し合いは感情的なやりとりもあったが、加害者側からの謝罪もあり、和解案として加害者が被害者に謝罪すること、加害者が被害者に損害賠償をすること、被害者は損害賠償請求事件の訴えを取り下げること等の内容を確認して当事者全員が調印した。なお、仲裁と裁判は並行して行われた。

3 小 括

以上のように、修復的司法を最も広義(必ずしも地域社会の代表者の参加を要件としない。)に解したときには、我が国においても少年事件の

加害者と被害者が被害の賠償等の「修復」に向けた話し合い又は合意を行っており、修復的司法の基本的な要素の一部を採り入れたものと見ることもできる。

諸外国と比較すると、少年事件の正式な手続に組み入れられていないことはもちろんであるが、そもそも少年事件として立件されない場合や少年事件として終了した後の示談の場合の試みであるにとどまり、実践例もまだ少ない。

実践における留意点又は問題点として、次の点が指摘されている。

① 諸外国では、修復的司法の実践においては、慎重を期して、軽微な窃盗事件などで実績を十分に積み重ねた上で、凶悪・重大事件を対象にしていったという経緯がある。しかし、我が国の実践例には、十分な経験の蓄積もないまま、直接対話がより困難な事件から取組んだものがある。

② 二次被害を回避するための事前準備が十分であったかどうか実践例からは明らかではない。二次被害とは、被害者が、加害者の言動・態度、話し合いの進行役の態度、被害の弁償の不履行などにより、犯罪による被害に加えた被害を受けることを指す。

二次被害を避けるためには、準備段階で加害者の状況を確認し、二次被害を受ける可能性が高い場合には対話を中止することなどが必要とされる。実際に米国では、事前準備がないまま対話を行ったり、対話自体はわずか十数分で被害弁償に集中したり、対話後の弁償の履行監視が不十分であったり、加害者の態度や調停者の無能による二次被害などが報告されているため、調停・会議前の準備作業が重視されている⁽⁹²⁾。

⁽⁹¹⁾ 高原 前掲注(89), pp.318-324.

⁽⁹²⁾ 緑川徹「修復的司法と矯正教育における被害者の視点」『刑政』115巻6号, 2004.6, pp.17-18.

IV 我が国の少年司法への修復的司法の活用の在り方

1 修復的司法の採用

少年事件への修復的司法の実践例を見ると、諸外国と我が国とでは実践の内容・程度には相当な違いがあることが明らかになった。

相違を生む最も大きな理由としては、修復的司法が前提とする刑事司法及び少年司法制度の基盤、内容及び運用が異なることが挙げられよう。

少年司法の制度における我が国と諸外国の相違で、修復的司法の採用に影響を及ぼすと考えられるのは、ダイヴァージョンの有無という点である。すなわち、アメリカ、ドイツのようにダイヴァージョン又はそれに類似した制度を有する国では、修復的司法にダイヴァージョンの効果を与えることが可能となる。しかし、我が国の少年司法では、ダイヴァージョンが制度化されていない。現行の少年法は、罰金以下の刑に当たる事件はすべて警察から家庭裁判所に、また禁固以上の刑に当たる事件は検察官が犯罪の疑いのある少年について、すべて家庭裁判所に送致するという全件送致主義を採用している(少年法第41条)ためである。もっとも、立法論としては我が国でもダイヴァージョンを採用することは可能であるが、ダイヴァージョンの導入に不可欠とされるインテイクという「選別・措置制度⁽⁹³⁾」の確立が必要となる。

次に、少年司法の社会的背景の相違からは、被害者の地位に対する理解、支援の取組み状況が異なることが挙げられる。我が国でも被害者の法的地位の向上について1980年代から取組みが行われているが、諸外国が先行している面があるのが実情である。現在の我が国は、被害者の権利、法的地位及び支援体制が確立していないのであり、この段階で修復的司法を実践した場合、被害者の立場はますます悪化することが懸念される。そのため、修復的司法の実践の前に、被害者の権利を確立すべきであり、修復的司法の導入には慎重でなければならないとの意見もある⁽⁹⁴⁾。

既にIにおいて検討したとおり、修復的司法の意義・内容について明確さを欠く状況であり、公平・公正な手続の観点からも問題が残されている。このような理論的側面からの問題点及び以上述べたところを踏まえれば、我が国の少年司法に修復的司法を制度として採用することについては、現段階では時期尚早といわざるを得ない。

2 修復的司法の活用の検討

修復的司法を制度に組み入れることには困難な問題があるとしても、このことから直ちに、修復的司法の基礎にある考え方を運用上「活用」する余地が否定されるものではない⁽⁹⁵⁾。諸外国においても、修復的司法の効果、すなわち被害者の権利・地位の向上と犯罪の防止が次第に

⁽⁹³⁾ アメリカで導入された制度。少年事件を扱う裁判所が正式な事件受理前の予備的審査を行い、裁判所の行動を必要とする事件か、保護観察官による非公式処理が適当か、又は他の福祉機関に付託するのが適当か等を判断し、少年裁判所の機能を効率的に発揮させようとするもの。我が国の現行制度では、家庭裁判所は受理前に選別を行うことはできず、受理した事件を迅速に処理するために家庭裁判所調査官の調査の要する事件か否かを選別することが実務上行われている(澤登 前掲注31, pp.97-98.)。なお、ダイヴァージョンは、1985年「少年司法運営に関する国際連合最低基準規則」(いわゆる「北京ルール」)において積極的に推進されるべき事項に挙げられている。

⁽⁹⁴⁾ 諸澤 前掲注46, pp.32-33.

⁽⁹⁵⁾ 染田恵「修復的司法の理論的・実務的課題と日本における活用可能性」『犯罪と非行』127巻 2001.2, p.84. は、被害者の地位強化と関連させつつ、非行少年の改善更生を促進する手段の一つとして、修復的司法を試行的に導入することが現段階では適当であると考えられる、とする。

明らかにされつつある⁽⁹⁶⁾ のであり、我が国の少年司法においてもひとつの方策として検討する余地があると考えられる。

そこで、修復的司法の活用方法として考え得る態様を挙げ、実現可能性及び問題点を検討することとしたい。検討に当たっては、当該活用方法の意義、現行制度（基本的構造）との整合性、公正、公平な手続の保障、被害者の地位への配慮などを視点に置くこととする。

(1) 現行手続への活用の類型

少年司法手続の段階ごとに、次のような活用方法が考えられる。

① 家庭裁判所送致前の段階

少年事件において、家庭裁判所送致前の適当な段階で、被害者との関係修復のためのプログラムを実施し、成功した者について起訴猶予を行うことが考えられる。これは、ダイヴァージョン的な効果を持つので、現行少年法の下で直ちに実現することはできず、前述のようにダイヴァージョンの前提である選別・措置制度が不可欠となる。

② 試験観察

家庭裁判所による少年保護手続中の試験観察（少年法第25条第1項）の一形態として、修復的司法を活用することが考えられる。少年には、被害者への謝罪を行わせるとともに、賠償や慰謝のために何ができるかを考えさせ、その履行を約束させ、同時に、少年の非行克服のために有益と思われる課題を与え、これが達成された場合には審判不開始又は不処分

の決定をする⁽⁹⁷⁾ というものである。

試験観察は、家庭裁判所が保護処分を決定する前の段階に、有効な保護処分を選択する目的で、少年を家庭裁判所調査官の観察下に置く。観察のほか遵守事項を定めて履行を命じ、又は条件を付して保護者に引き渡すこと、さらに適当な施設、団体又は個人に保護を委託することができる（同条第2項）。その意味で修復的司法になじむ面があると考えられるが、罪を認めることを前提とするのであれば、後述の少年審判と同様に、無罪の推定の原則⁽⁹⁸⁾ への抵触の問題が生じないかどうか検討の余地がある。また、少年の教育的効果を重視すると、事案によっては修復的責任の内容が過大となりうるという問題がある。

③ 少年審判

審判段階で被害者と加害者の調停を行い、調停が成立し、その合意事項が履行されたか又は確実に履行されることが保証されている場合に、これらの事実を処分の際に際しての情状酌量事由とすることが考えられる。この場合、次のような問題がある。

まず、犯罪が被害者に与える影響は、人によって異なりうるため、合意事項は当事者によって結果が大きく左右され、結果の公平性を担保できない可能性がある。

次に、調停の結果に不服がある場合に通常の審判手続に移行する方法を採用するとすれば、調停手続を刑事司法手続から区別して独自性を主張すること自体の存在意義が問われる。

⁽⁹⁶⁾ 染田 前掲注(10), pp.282-285. には、アメリカ、オーストラリア、フィンランド及び連合王国における再犯防止効果の研究結果の紹介がある。アメリカ（インディアナポリス）では、ダイヴァージョンの一種としての修復的司法を受けた場合に、これを受けない場合よりも再犯率が低く、その他の国でも修復的司法の内容が異なり、罪種による相違はあるものの、おおむね同様な結果となっている。

⁽⁹⁷⁾ 前野育三「刑事司法・少年司法の修復的司法化の取り組み」『法と政治』51巻2号, 2000.6, pp.546-547.

⁽⁹⁸⁾ 無罪の推定は、被疑者・被告人は裁判所の有罪判決を受けるまでは罪を犯していないものと扱われなければならないという原則。フランス人権宣言で始めて明文化され、市民的及び政治的権利に関する国際規約第14条第2項で認められている（金子宏他編『法律学小辞典 第4版』有斐閣, 2004, p.1156.）。

さらに、審判の結果が出る前に修復的司法に参加することは、犯罪少年が犯罪を行ったことを前提にすることになり、無罪の推定の原則への抵触が問題となる。

④ 矯正（少年院）

少年院で改善の進んだ被収容者について、仮退院の審査の前段階のプログラムで被害者との対話を行うことが考えられる。仮退院の時期は、自分を客観視することのできる時期であること、また、被害者側でも、加害少年の改善が進むことは、許しの気持ちを強める契機でもあり、加害少年が被害者への感謝の行動に出ることは、社会にとっても、犯人の社会復帰を受け入れる気持ちを強める契機となる⁽⁹⁹⁾。既に犯罪事実の認定がなされ、処分も決定された段階であるため、少年審判手続への影響や適正手続の保障といった問題は生じない。

⑤ 保護観察

保護観察においては、社会への復帰が重視されるので、加害者・被害者の面会等を取り入れることに意義が認められる。また、少年事件の場合には、被害者、加害少年及び関係者の居住地が遠くない場合が多いため、社会の構成員による継続支援を受けやすいという事情がある。さらに外国の実証研究では、少年を対象とした修復的司法に一定の再犯防止効果が認められているという⁽¹⁰⁰⁾。また、矯正段階と同様に、少年審判手続への影響や適正手続の保障といった問題は生じない。

修復的司法の効果として、期間短縮措置を採り得る。保護観察は、期間の上限が法定されており（犯罪者予防更生法第33条第3項）、かつ、成績良好な少年の場合には、法定期間満

了前の措置によって保護観察を終了することができる（同条第4項）。

(2) 実施主体

裁判官を始め、警察等の国や地方公共団体（の機関）が主体となることは、修復的司法が当事者の話し合いを重視する任意的性格のものであることから、好ましくないという見解がある⁽¹⁰¹⁾。他方で、公平・公正な手続を保障する観点から、公正な第三者の関与が必要である。直接的に国等が関与するのではなく、国等は修復的司法を利用しやすい環境を整備するという関与のあり方も考えられる。現在、実践例がある NGO・NPO、各地の弁護士会の仲裁センターを利用して、「被害者支援委員会」といった中立的第三者が関与する方法もある。

次に、対話・話し合いの進行を誰が行うべきかは、公平・公正な手続及び被害者の二次被害の防止という観点から重要な問題である。

この点、被害者支援の研修を受けた弁護士がふさわしく、場合によっては、精神科医や臨床心理士等の援助を得るというシステムが必要であるとの意見がある⁽¹⁰²⁾。

修復的司法を保護観察に活用する場合、保護司に修復的司法の進行役をさせることについて、保護司は一般市民のボランティアであっても、被害者から見ると加害者の更生を図る加害者側の人間であり、保護司の背景の権力性が修復的司法にはふさわしくないとの意見もある⁽¹⁰³⁾。

以上のように、現段階でどのような方法が実現可能かを判断することは難しい問題であるが、既に犯罪事実の認定がなされ、少年の処分が決定された後の矯正、保護観察の段階において、

⁽⁹⁹⁾ 前野 前掲注(97), p.548.

⁽¹⁰⁰⁾ 染田 前掲注(10), pp.286-287.

⁽¹⁰¹⁾ 前野 前掲注(16), p.45.

⁽¹⁰²⁾ 日本弁護士連合会犯罪被害者支援委員会 前掲注(63), p.300.

⁽¹⁰³⁾ 同上, pp.299-300.

被害者との間で対話等を行うのであれば法的問題は少ないと考えられる。

その場合であっても、公平・公正な手続の保障、過大な責任の回避、二次被害の防止のために、具体的なルール・基準の設定、運用における十分な経験・訓練が不可欠であると考ええる。

おわりに

修復的司法を少年司法に採り入れようとする場合には、少年の健全育成、公平・公正な手続の保障、被害者の権利・地位の向上及び犯罪の

防止という、いずれも重要な価値・目的のすべてに十分な配慮をすることが必要である。しかし、以上の考察から明らかとなったように、これらの価値・目的の間には、衝突、矛盾が生じるおそれがある。修復的司法と少年司法との関係という問題は、これらの価値・目的の本質を損なうことなく、バランスを保って、少年犯罪に対応していくことの難しさを我々に示している。

今後とも、この問題についての理論、実践両面での深化を期待したい。

(むかい のりこ 総務部人事課

おおつき あきよ 行政法務課)

(本稿のうち向井執筆分は筆者が行政法務課在任中に執筆したものである。)